

資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「D×審査支払機構」という。）において維持・運営する、資格確認限定型オンライン資格確認等システムである本システム（第2条第1項第8号で定義する。）を用いた、オンライン資格確認のサービス（以下「本サービス」という。）に係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所及び薬局
- 二 義務化対象外施設 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等に基づきオンライン資格確認の導入が義務ではない保険医療機関等（紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関等）
- 三 経過措置対象施設 保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第124号）附則第2条第1項の表中第2号、第4号又は第6号の項上欄の規定に該当し、令和6年12月1日までに同条第1項に定めるオンライン資格確認導入の猶予届出を地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た保険医療機関等
- 四 施術所 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づき都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）へ届出を行い、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）又は「はり師、きゆう師及びあん摩マツサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知）に基づいて受領委任の取扱いに係る契約等を地方厚生局又は地方厚生支局及び都道府県知事と締結した施設
- 五 健診実施機関等 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等の規定により特定健康診査又は特定保健指導を行う施設
- 六 助産所 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（平成23年1月31日制定。以下「要綱」という。）に基づき、出産育児一時金等の直接支払制度を利用する助産所

- 七 患者 義務化対象外施設、経過措置対象施設、施術所又は健診実施機関等から医療行為、施術、特定健康診査又は特定保健指導等を受けようとする者、又は要綱に基づき助産所と契約を締結し出産育児一時金等の直接支払制度を利用しようとする者
- 八 本システム 資格確認限定型オンライン資格確認等システムに関連するシステム（Web サービス（資格確認限定用）を含む。）の総称
- 九 汎用カードリーダー 公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー
- 十 医療機関等向け総合ポータルサイト 義務化対象外施設、経過措置対象施設又は健診実施機関等（保険医療機関（医科））が本サービスの利用に係る申請や問合せを行うことができるポータルサイト
- 十一 施術所等向け総合ポータルサイト 施術所、健診実施機関等（保険医療機関（歯科）、保険薬局、保険医療機関以外の施設、保険者）又は助産所が本サービスの利用に係る申請や問合せを行うことができるポータルサイト
- 十二 オンライン資格確認 本システムを通じ被保険者等又は被扶養者の資格に係る情報をサービス利用者が確認すること
- 十三 マイナ資格確認アプリ 本システムを利用し患者の資格情報を確認できるアプリケーション
- 十四 資格確認限定型端末 マイナ資格確認アプリをインストールしたスマートフォン、タブレット又は PC 等の端末（業務用のみに用いる端末であることが望ましい。）
- 十五 レセプトコンピュータ用端末 診療報酬明細書、療養費支給申請書、領収書等を作成することができる端末
- 十六 端末機器 資格確認限定型端末及びレセプトコンピュータ用端末の総称
- 十七 レセコン連携 資格確認限定型端末を用いて患者の資格確認を行った結果をレセプトコンピュータ用端末へ連携する仕組み
- 十八 利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の総称
- 2 本規約において前項の規定に基づく用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
- 一 サービス利用者 本サービスの提供を受ける義務化対象外施設、経過措置対象施設、施術所、健診実施機関等及び助産所
- 二 本システム用ユーザー サービス利用者からのユーザー登録申請に基づき、医療機関等向け総合ポータルサイト又は施術所等向け総合ポータルサイト利用に当たって D X 審査支払機構が発行するアカウント

三 本システム用アカウント サービス利用者からのマイナ資格確認アプリ利用申請又はレセコン連携のアカウント利用申請に基づき、ＤＸ審査支払機構が発行するアカウントの総称

（本規約の適用）

第３条 本規約は、全てのサービス利用者に適用されるものとします。

２ 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして全てのサービス利用者に適用されるものとします。

（通知・情報提供）

第４条 本サービスに関する通知その他本規約に定めるＤＸ審査支払機構からサービス利用者に対する情報提供・通知等は、医療機関等向け総合ポータルサイト及び施術所等向け総合ポータルサイトを介して行う方法等その他ＤＸ審査支払機構の定める方法によって行うものとします。

２ 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、ＤＸ審査支払機構からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

（本規約の改正）

第５条 ＤＸ審査支払機構は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、ＤＸ審査支払機構は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を医療機関等向け総合ポータルサイト及び施術所等向け総合ポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

２ 前項による改正後に、サービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

（知的財産権）

第６条 ＤＸ審査支払機構がサービス利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、ＤＸ審査支払機構又はＤＸ審査支払機構に当該権利を許諾する第三者に帰属するものとします。

（準拠法及び裁判管轄）

第７条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

2 本サービスの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈についてDX審査支払機構とサービス利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第2章 本規約の同意等

(利用申請)

第9条 本サービスの利用を希望するサービス利用者は本規約の内容に同意の上、利用申請を行うものとし、利用申請を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。利用申請は、次項の承諾拒絶又は留保の通知がない限り、承諾されたものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、DX審査支払機構は当該利用申請を承諾しない、又は承諾を留保することができるものとします。なお、DX審査支払機構が申請を承諾しない、又は承諾を留保する場合、その旨をDX審査支払機構は申請者に通知するものとします。

一 申請者が実在しない場合

二 DX審査支払機構所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合

三 申請者又はその代表者若しくは役員等において、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいう。）に該当する、又はそのおそれがある場合

四 前3号に掲げるほか、DX審査支払機構が不適当と判断する相当の理由がある場合

3 DX審査支払機構は、患者が本サービスを利用することが可能なサービス利用者を容易に確認できるよう、当該施設の名称を公表することができます。

(本規約の遵守)

第10条 サービス利用者は、本システムの利用に当たって本規約を遵守するものとします。また、本規約のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等の個人情報保護に関する関係法令及びシステム又は端末機器に対する安全管理及びシステム運用管理等について、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第7.0版（令和8年6月29日付け厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日付け個情第

534 号・医政発 0414 第6号・薬生発 0414 第1号・老発 0414 第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)等の対象機関ごと定められている適切なガイドライン等に従い、適切に本サービスを利用するものとしします。

(本サービスの変更)

第 11 条 DX 審査支払機構は、本サービスの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、追加・変更前の本サービス全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

(本サービスの休止等)

第 12 条 DX 審査支払機構は、本システムの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由の如何を問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

第 3 章 サービス

(資格情報の提供)

第 13 条 DX 審査支払機構は本システムを用いて、次の各号に掲げる情報をサービス利用者に対して提供します。

一 被保険者等又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）

二 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護受給の有無に係る情報

2 DX 審査支払機構は、前項の提供を行う際、併せて、患者の限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の情報を義務化対象外施設又は経過措置対象施設に対して提供します。また、患者の同意がある場合、併せて、当該患者の特定疾病療養受療証の情報を義務化対象外施設又は経過措置対象施設に対して提供します。

3 DX 審査支払機構は、患者の利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから満了する日の属する月の末日から三月を経過するまでの間においても、本システムを用いて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）を利用した場合に患者の資格情報及び前項前段に定める情報をサービス利用者に対して提供することができます。

(利用時間・日程)

第 14 条 本システムの利用可能時間及び利用可能日程は、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を含む 24 時間 365 日とします。

2 DX 審査支払機構が設置、運用するヘルプデスクにおけるオペレーターによる電話受付可能時間は、日曜、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き、平日は 8:00～18:00、土曜日は 8:00～16:00 とします。

(委託)

第 15 条 DX 審査支払機構は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部をサービス利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、DX 審査支払機構は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

2 サービス利用者は、本サービスの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、サービス利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

第 4 章 サービス利用者の義務等

(本サービス利用のためのユーザーID・パスワード発行)

第 16 条 サービス利用者は、本サービスを利用するにあたっては、本システム用ユーザーを取得する必要があります。なお、マイナ資格確認アプリを利用する端末を登録する必要があります。

2 サービス利用者は、本システム用ユーザーを用いて、本システム用アカウントを必要に応じて作成する必要があります。なお、マイナ資格確認アプリ利用申請に基づく本システム用アカウントは、資格確認限定型端末の台数分、発行することができます。

(本サービス利用のための設備設定)

第 17 条 サービス利用者は、オンライン資格確認に係る業務遂行上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本サービスを利用するものとします。

2 サービス利用者は、第 13 条に規定する資格に係る情報の提供を求める場合、次のいずれかの方法により、DX 審査支払機構が患者の利用者証明用電子証明書を確認できるようにしなければなりません。

ー サービス利用者が、マイナンバーカードに表示された写真と患者の顔を目視で確認することによって、患者本人であることを確認する方法

二 患者が、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）（以下「公的個人認証法施行規則」という。）に規定する暗証番号を入力することによって、患者本人であることを確認する方法

三 患者が、前号の暗証番号に代えて、公的個人認証法施行規則に規定する生体認証符号等を使用することによって、患者本人であることを確認する方法

3 サービス利用者は、前項第 2 号に規定する暗証番号及び前項第 3 号に規定する生体認証符号等について、第三者による盗取を防止するために、適切な対策を講ずるものとします。

4 サービス利用者は、使用する端末機器から本システムに接続されるまでの電気通信回線を整備する必要があります。

（本人確認の措置）

第 18 条 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる確認において、本人であることに合理的な疑いがある際、サービス利用者は患者に本人確認書類の提示を求め、個別に本人確認を行うことができます。

（サービス利用者の責任）

第 19 条 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で D X 審査支払機構に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

（アカウント管理）

第 20 条 サービス利用者は、自らの管理責任により、本システム用ユーザー及び本システム用アカウントを不正使用されないよう管理するものとします。

（バックアップ）

第 21 条 サービス利用者は、患者の資格情報、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

（利用終了）

第 22 条 サービス利用者は、本サービスの利用を終了する場合、マイナ資格確認アプリにてデバイス登録削除を行った上で、医療機関等向け総合ポータルサイト又は施術所等向け総合ポータルサイトにおいて、利用終了申請を行う必要があります。

- 2 サービス利用者が、本サービスのサービス利用者としての資格を喪失したときは、本サービスの利用を終了しなければならないものとします。
- 3 サービス利用者が自ら本サービスの利用を終了した結果として、サービス利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、D×審査支払機構の故意又は重過失によるものである場合を除き、D×審査支払機構は責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 23 条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の保険資格の確認）以外の用途で本システムを使用する行為
 - 二 本システム上で管理されているデータを変更する行為又はそのおそれがある行為
 - 三 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
 - 四 本システム用ユーザー若しくは本システム用アカウントを第三者に使用させる行為（第 15 条第 2 項による場合を除く。）、又は第三者へ貸与、譲渡、売買若しくは担保の目的に供する行為
 - 五 本規約上の地位を第三者に承継させ又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供する行為
 - 六 他のサービス利用者の有する本システム用ユーザー及び本システム用アカウントを使用する又はその入手を試みる行為
 - 七 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
 - 八 公序良俗に反する行為
 - 九 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - 十 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - 十一 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為又はそのおそれがある行為
 - 十二 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
 - 十三 利用者証明用電子証明書の入手を試みる行為又は入手する行為
 - 十四 前各号に掲げる行為以外に、他のサービス利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- 2 D×審査支払機構は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、

当該サービス利用者に対して本サービスの提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。なお、サービス利用者の利用するシステム又は端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合（疑いを含む。）についても同様とします。ただし、DX審査支払機構は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（本規約に違反した場合の措置）

- 第24条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、DX審査支払機構に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、DX審査支払機構にこれを報告するものとします。
- 2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、DX審査支払機構は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、DX審査支払機構は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。
- 3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、DX審査支払機構は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
 - 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- 4 DX審査支払機構は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

第5章 DX審査支払機構の義務等

（善管注意義務）

- 第25条 DX審査支払機構は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを正常に提供するものとします。
- 2 DX審査支払機構は、サービス利用者が本サービスを享受する上で十分なサービスレベルを満たすよう、本サービスの提供に当たり合理的な努力をするものとします。
- 3 DX審査支払機構は、本サービスに重大な瑕疵が認められた場合、合理的な範囲内において、本サービスの修正又は契約不適合の除去等を行うように努力をするものとします。

(保証の制限)

第 26 条 サービス利用者の資格確認限定型端末において、D X 審査支払機構が推奨する OS や提供するソフトウェア等以外のものが使用又は併用された場合、D X 審査支払機構は、本サービスの正常な動作を保証しかねます。

(利用者証明検証)

第 27 条 第 17 条第 2 項第 1 号に掲げる確認を行う場合、D X 審査支払機構は、公的個人認証法第 38 条の 2 第 1 項に規定される内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者として、利用者証明検証を行います。

2 第 17 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる確認を行う場合、D X 審査支払機構は、地方公共団体情報システム機構と締結する協定書に基づき、地方公共団体情報システム機構と公的個人認証法第 36 条第 2 項に規定される取決めに締結した利用者証明検証者として、利用者証明検証を行います。

(個人情報の管理)

第 28 条 D X 審査支払機構は、本システムにおいて管理される個人情報を、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報保護法に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

2 D X 審査支払機構は、本サービスの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、D X 審査支払機構の責任の下で速やかに破棄するものとします。

(サービス利用者が登録したデータの管理)

第 29 条 D X 審査支払機構は、サービス利用者が登録したデータ（レセコン連携を実施するサービス利用者において患者を特定するために任意で定められる照会番号）に関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

2 D X 審査支払機構は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、サービス利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

3 D X 審査支払機構は、サービス利用者がデバイス登録解除を行った際、資格確認限定型端末で保持されるログイン情報を削除するものとします。

(情報伝達の責任分界)

第 30 条 本サービスの利用における情報伝達に関する D X 審査支払機構の責任範囲は、照会要求等を本システムにて受領してから、当該照会に従って本システムが取得した情報（患者の資格情報）を送信し、当該情報が端末機器に到達するまでとします。

2 本サービスの利用における情報伝達に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の有する端末機器から照会要求等を本システムに向けて送信し本システムが受領するまで、及び本システムから送信された情報を端末機器において受領・取得して以降とします。

（通信経路の責任分界点）

第 31 条 本サービスの利用における通信経路に関する D X 審査支払機構の責任範囲は、本システム内の範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、D X 審査支払機構が責任を負うものとします。

2 本サービスの利用における通信経路に関するサービス利用者の責任範囲は、本システムからサービス利用者の資格確認限定型端末までの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、サービス利用者が責任を負うものとします。

（運用・保守の責任分界点）

第 32 条 D X 審査支払機構は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

2 サービス利用者は、端末機器の運用・保守に関して、責任を負うものとします。ただし、D X 審査支払機構が作成する資格確認限定型端末にインストールされるソフトウェアの更新ファイルの作成は、D X 審査支払機構が責任を負うものとします。また、当該ソフトウェア及びそのセキュリティパッチについては、資格確認限定型端末に搭載される場合に限り、D X 審査支払機構が必要な提供を行い、サービス利用者が適用するものとします。

3 サービス利用者は、汎用カードリーダーの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

第 6 章 免責等

（免責）

第 33 条 D X 審査支払機構は、本サービスに関し、サービス利用者の利用目的との適合性、提供する情報の正確性を含む一切の事項について保証せず、サービス利用者はこれを了解するものとします。

- 2 本規約の他の規定にかかわらず、DX審査支払機構は、本サービスの内容変更、中断・停止、休止、利用制限又は終了によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
- 3 前項のほか、DX審査支払機構は、天災地変その他の不可抗力によって本サービス提供の履行が妨げられた場合、当該不可抗力によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。また、DX審査支払機構は、自己の責めに帰すべき事由により、本サービスに関してサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由についてDX審査支払機構に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。
- 4 前項の責任を負う場合であっても、DX審査支払機構の賠償責任の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。サービス利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、DX審査支払機構は賠償責任を負いません。また、サービス利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、DX審査支払機構は賠償責任を負わないものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

- 第34条 DX審査支払機構は、医療保険制度の推進に資する統計調査・解析等のため、システム利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、サービス利用者は、これに同意するものとします。
- 2 DX審査支払機構が前項に規定する証跡ログの作成等を行う場合には、個人情報保護法第36条及び第37条における個人情報取扱事業者に関する規定に準拠し、必要な対応を行うものとします。
 - 3 DX審査支払機構は、第1項に規定する証跡ログの作成等に関して、前項の必要な対応を行わないことによる重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
 - 4 DX審査支払機構は、第1項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

附則

- 1 本規約は、令和6年1月31日から施行します。
- 2 令和6年3月31日までの間、本システムはテスト利用とします。別途通知するまでの間における受領委任された施術（管理）者による受給資格の確認や、健診実施機関等による有資格者の確認に関しては、従前どおりとします。
- 3 マイナ資格確認アプリの運用開始までの間においては、第1条中「社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）」とあるのは「社会保険診療報酬

支払基金（以下「支払基金」という。）と、第2条以降「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えるものとします。

附則（令和6年3月25日一部改定）

- 1 本規約は、令和6年4月1日から施行します。
- 2 助産所について令和6年6月30日までの期間においては本システムのテスト利用とします。この場合において、当該利用については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用します。

附則（令和6年11月5日一部改定）

- 1 本規約は、令和6年11月5日（第2項において「施行日」という。）から施行します。
- 2 経過措置対象施設について施行日から令和6年12月1日までの間においては、本システムのテスト利用とします。また、施行日から令和7年3月31日までの間においては、第1条中「社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）」とあるのは「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」と、第2条第2項第2号及び第3号並びに第3条以下「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用します。

附則（令和6年12月23日一部改定）

- 1 本規約は、令和6年12月23日から施行します。

附則（令和7年4月4日一部改定）

- 1 本規約は、令和7年4月6日から施行します。

附則（令和7年7月31日一部改定）

- 1 本規約は、令和7年7月31日から施行します。

附則（令和8年3月23日一部改定）

- 1 本規約は、令和8年3月23日から施行します。

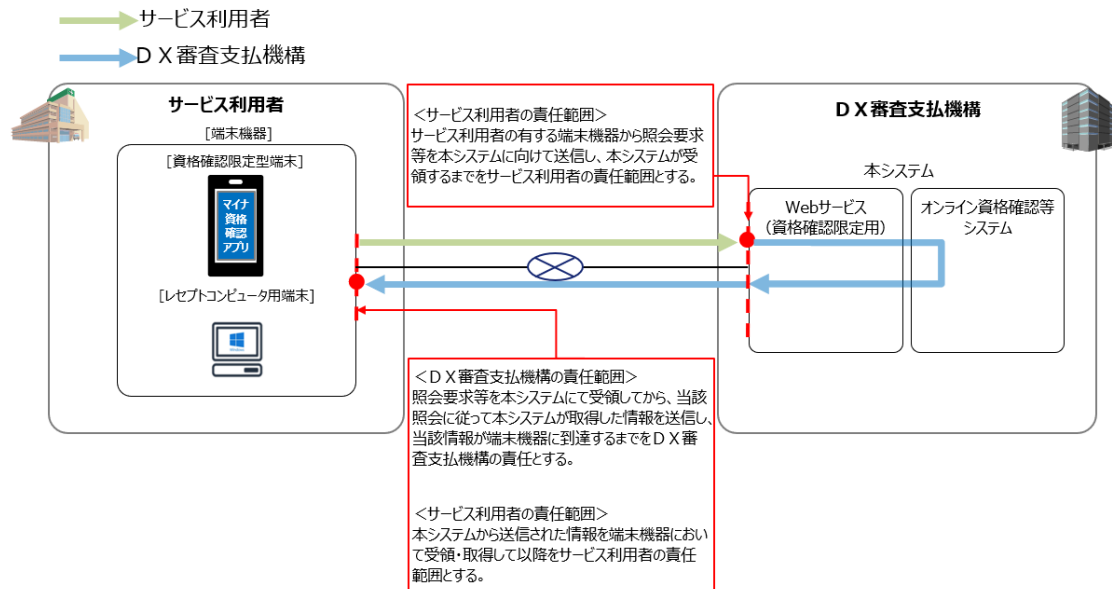
附則（令和8年9月18日一部改定）

- 1 本規約は、令和8年10月1日から施行します。
- 2 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、令和8年10月1日をもって、DX審査支払機構に改組されます。
- 3 本サービスの維持・運営は、同日をもって、支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織されてきた医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）からDX審査支払機構に変更されます。
- 4 本規約の施行前に支払基金又は実施機関が本規約に基づいて行った認定その他の行為は、DX審査支払機構が行ったものとみなします。
- 5 本規約の施行の際現に支払基金又は実施機関に対して本規約に基づいて行われている申請その他の行為は、DX審査支払機構に対して行われたものとみなします。

責任分界点図

①情報到達の責任分界（第30条関連）

- 情報到達に係る責任分界は、以下の通り。



②通信経路の責任分界点（第31条関連）

- 通信経路に係る責任分界は、以下の通り。

